



問い合わせ先

都市部 景観みどり課 みどり担当

TEL : 0467-82-1111 FAX : 0467-57-8377
<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>



みどりのガイドブック

-木が好き 花が好き-

茅ヶ崎市



撮影者：古角 理紗さん

「ねえ、この木は何の木？」
「花が咲いてるよ。もう春だね。」
「紅葉がキレイだね。」

散歩をしているとき、庭を見ているとき
こんなおしゃべりをしたこと、ありませんか？
木、花、実を見ると、癒されたり、楽しくなったりします。

市では、みどりを守ったり、みどりのある環境をつくるために
様々な取組を進めています。
そして、こういった取組には、市民のみなさんの理解と協力も必要です。

この冊子は、みどりに関する取組を紹介し、
市民の方々により多くの理解と協力をいただくために作成したものです。
これからも、みどり豊かな茅ヶ崎を残していくため、理解と協力を
どうぞよろしくお願いします。

美しい自然を守り、楽しむ。

美しい森や林が、茅ヶ崎にあることを知っていますか？

市では、清水谷など生物の生息環境として優れた森や林を市民のみなさんと協力して、守っています。

生物の環境を守るため、少しだけですが、緑地を開放しています。



特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、都市の良好な緑地を永続的に保全し、豊かなみどりを将来に継承していくことを目的とした制度です。指定により、建築などの行為が規制されますが、土地所有者への税の優遇なども設けられています。市内には清水谷と赤羽根字十三図周辺の2地区が、特別緑地保全地区となっています。

清水谷（しみずやと）

清水谷は、市の北部に位置し、駒寄川の源流の一つで湧水や池などの水系が保たれています。ボランティア団体の活動により、草地や斜面林がまとまって残された美しい自然環境が維持されています。

清水谷で見られる生物



場所



みどりの保全地区

自然環境上、特に重要な場所で、都市緑地法等の他の制度で保全を行うことができない土地をみどりの保全地区として指定し、保全します。

対象となる土地の条件

- ・茅ヶ崎市自然環境評価調査等において、特に重要であるとされている土地。
- ・他の地上権、賃借権、その他の使用収益権が設置されていない土地であること。

指定方法

- ・市が自然環境上特に重要と判断した土地に対して、地権者と交渉して指定を行います。
- ・地区の指定・解除にあたっては、あらかじめ茅ヶ崎市みどり審議会に諮問します。

指定期間

期間の制限はありません。

助成金の交付

指定された土地に対して、100平方メートルあたり500円の助成金を交付します。ただし、みどりの管理団体と管理協定を結んだ場合は、助成はありません。

維持管理

指定後も土地所有者の管理となりますが、みどりの管理団体と管理協定を結ぶことで、維持管理の負担が軽減できます。

土地所有者の義務

- ・土地利用について、届出義務が生じます。
- ・地区に指定された土地所有者は、土地の自然環境を良好な状態に維持しなければなりません。

緑でまちをつくる

花が咲いたり、実がなったり、紅葉したり、風でそよぐ葉、鳥が鳴いたり・・・
外には、木や花があり、生活に潤いを与えています。

市では、地域や個人で、みどりを植えたり、守る活動を支援しています。



保存樹林

みどり豊かなまちづくりを推進するために、一定の基準を満たす樹林地の所有者に対し、保全にまつわる助成を行っています。

指定条件

指定は、市街化区域内の樹林で次の基準を満たす樹林地とします。

1. 樹林の面積が300平方メートル以上
2. 樹木が健全で集団の樹容が美感上、特に優れている

助成金

指定した樹林は毎年度、助成金（固定資産税＋都市計画税＋樹林地面積の相当額の奨励金）を交付します。

ただし、みどりの保全団体と管理協定を結んだ場合は、奨励金の交付はありません。

土地所有者の義務

1. 指定を受けた樹林の所有者は、樹林地を適正に管理し、保全に努めなければなりません。
2. 枯損その他保全に努め、清潔にし、景観上美観を保ってください。また、境界線を明確にするために柵等を設け、樹林の区域を明確にしてください。
3. みどりの管理団体と管理協定を結ぶことで、維持管理の負担が軽減できます。

保存樹木

みどり豊かなまちづくりを推進するために、一定の基準を満たす樹木の所有者に対し保全費の助成を行っています。

指定条件

指定は、市街化区域内で次の基準のいずれか該当する樹木とします。

1. 地上 1.5メートル高さにおける幹の周囲が 1.5メートル以上であること。
2. 高さが 15メートル以上であること。
3. 株立した樹木で幹周が 3メートル以上であること。
4. はん登性樹木で枝葉の面積が 30平方メートル以上であること。
5. 高さ10メートル以上または幹回り1メートル以上の3本以上の樹木の集団で、樹木の集団を形成する主たる樹木から直径5メートル以内のもの

助成金

指定期間中毎年度、助成金（上限 20,000 円）が交付されます。

1. 指定条件の1～4にあたる樹木は、1本あたり4,500円。同一所有者で周囲 30メートル以内に2本以上ある場合は、最初の1本は 4,500円、2本目以降の樹木は 2,250円となります。
2. 指定条件の5にあたる樹木は、3本合計で 4,500円。4本目以降の樹木は 1,500円となります。

所有者の義務

指定を受けた樹木の所有者は、樹木を適正に管理し、保護育成に努めなければなりません。

市民緑地

みどり豊かな住環境を次の世代に引き継ぎ、市内に残された民有地のみどりを保全し、地域の方々に憩いの場を提供するために設けられた都市緑地法第55条に基づく制度です。

契約条件

市民緑地として契約できるのは次の全てに該当するものです。ただし、1～4以外にも諸条件がありますので、詳細は景観みどり課に相談してください。

1. 民有地内の緑地（これから植栽を施し緑地となる予定の土地も可）
2. 300平方メートル以上の広さを持つ一団の民有地
3. 公道に接していること
4. 他の地上権、賃借権、その他の使用収益権が設置されていない土地であること。

契約方法

茅ヶ崎市が土地所有者と5年以上の無償賃貸借契約を締結します。

契約期間

5年以上（相続税の優遇措置は20年以上の契約が条件）

緑地の公開

市民緑地指定後は、常時公開が条件となります。

土地所有者のメリット

1. 契約期間中の固定資産税、都市計画税が非課税となります。
2. 契約期間が20年以上である場合、相続の発生に際し、相続人全員が市民緑地として継続して貸し付けることに同意する申し出があった場合、当該土地の評価額が2割軽減されます。
3. 維持管理の手間と費用の軽減（市民緑地の維持管理は、市が行います）

生け垣の築造に関する助成制度

安全で緑豊かなまちづくりのため、生け垣の築造に対する工事費を一部を助成する制度です。

対象となる人

個人・法人を問いません。

助成の条件

次のすべてに該当する生け垣について助成できます。

- ・常緑樹を植樹し、樹高が60cm以上であること。
- ・1mにつき、3本以上植樹すること。
- ・連続した長さが2m以上あること。
- ・フェンスを併設する場合、透過率が70%以上あること。

補助金等

・道路面に築造する場合

市の単価の70%または実際にかかった築造工事費の70%のいずれか低い額

※道路面に築造すると同時に隣地面を申請すると、築造にかかる費用の35%の助成が受けられます。

助成の対象となる行為

生け垣の築造、築造する範囲にある既存塀の撤去、土留めの設置（高さ50cmまで）

フェンスの設置（道路面のみ）

緑を育てる。

森、林、公園、花壇、植栽樹。

市では、緑を守り、育てる活動を市民の方と進めています。



みどりの管理団体

みどりの適正な保全管理を目的とし、市に登録したみどりの管理団体が土地所有者と、みどりの管理協定を締結した土地の保全管理（下草刈など）をお手伝いする制度です。

♥ 管理団体になるための条件

みどりの管理団体として登録するにあたっては、市内のみどりの保全及び緑化の推進を目的とした団体で、自然環境に関する資格を有する者が一人以上おり、5名以上から構成されていることが条件です。（詳細は「茅ヶ崎のみどりの管理団体設置要綱」を参照してください）

♥ 作業内容

- ・みどりの管理協定に基づき、みどりの保全地区、保存樹林での保全管理作業を行います。
- ・みどりの保全及び緑化の推進に関する情報収集と情報提供 助言及び指導を行います。

♥ 管理団体と地権者のメリット

- ・管理団体に登録されると、市から備品、広報・ホームページでの周知等の支援を受けられます。
- ・地権者の方にとっては、団体が代わりに樹林等の保全管理作業を行うため、土地の管理の負担が軽減されます。



緑のまちづくり基金

市では、市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するため

「緑のまちづくり基金」を設置しています。

基金は、市民、団体及び企業の方々からの寄附によるもので


これまで清水谷などの緑地を購入することができました。

みどりを守るためには、財源が不可欠です。

緑のまちづくり基金へご寄附のご協力をお願いします。

「茅ヶ崎市ふるさと納税！」でも受け付けています。

緑のまちづくり基金について、景観みどり課までご連絡ください。

茅ヶ崎市 緑のまちづくり基金  でサイト検索するとHPで内容が閲覧できます。



撮影者：永井 隆太郎さん